

最低賃金改正のお知らせ

環境経済課

岐阜労働局では、岐阜県最低賃金を平成22年10月17日から時間額706円に改正しました。

岐阜県最低賃金は、雇用形態に関係なく県内で働くすべての労働者に適用され、精皆勤手当・通勤手当・家族手当・割増賃金・ボーナスは対象となりません。(一部の産業には岐阜県最低賃金より高い特定(産業別)最低賃金が適用されます。)

【問合せ先】岐阜労働局労働基準部賃金室

☎245-8104

24時間電話法律相談会のお知らせ

県司法書士会

岐阜県司法書士会岐阜支部では、電話による無料登記・法律相談を実施します。

【日時】11月12日(金)正午～13日(土)正午
(24時間)

【内容】電話による無料登記・法律相談

【相談員】県司法書士会岐阜支部会員

【相談電話番号】☎058-247-6012

(常時2台の電話で対応)

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

岐阜地方法務局

夫・パートナーからの暴力や職場などにおけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など、女性をめぐる人権相談に、県内の女性人権擁護委員が中心となって電話で相談に応じます。

相談は無料で秘密は厳守しますので、お気軽にご利用ください。

【相談日時】11月15日(月)～21日(日)

平日 午前8時30分～午後7時

土・日 午前10時～午後5時

※強化週間以外の相談は、

平日午前8時30分～午後5時15分

【相談電話番号】女性の人権ホットライン

☎0570-070-810

【問合せ先】岐阜地方法務局人権擁護課

岐阜市金竜町5丁目13番地

☎245-3181

事業主の皆さんへお知らせ

岐阜労働局

11月は「労働保険適用促進強化期間」です。

労働保険とは、労災保険と雇用保険の総称です。

「労災保険」は、労働者が業務や通勤により、負傷・病気・死亡した場合に労働者本人や遺族に必要な給付を行います。臨時・アルバイトであっても雇用した労働者は全て対象となります。

「雇用保険」は、労働者が失業や教育訓練を受講した時、在職中の60歳～65歳未満や育児・介護休業中の労働者に一定以上の賃金低下があった場合に必要な給付を行います。パートタイム労働者も、一週間の所定労働時間が20時間以上で雇用見込が31日以上である場合は雇用保険に加入しなければなりません。

未手続きの事業主はすぐに手続きをお願いします。

【問合せ先】・岐阜労働局労働保険徴収室

☎245-8115

・最寄りの労働基準監督署

・ハローワーク(公共職業安定所)

・労働保険事務組合

**11月の開催日程**

8.9.10.11.12.22.23.24.25.26



GRANDAME-JAPAN 2歳シーズン [全国交流]

11/25 第34回プリンセス特別 (SPI)

[北陸・東海・近畿・中国交流]

11/26 第6回笠松グランプリ (SPI)

<http://www.kasamatsu-keiba.com>